

市場の公正性・透明性の確保に向けた 証券取引等監視委員会の活動と開示規制

令和4年8月24日 日本監査役協会講演

証券取引等監視委員会

委員長 長谷川 充弘

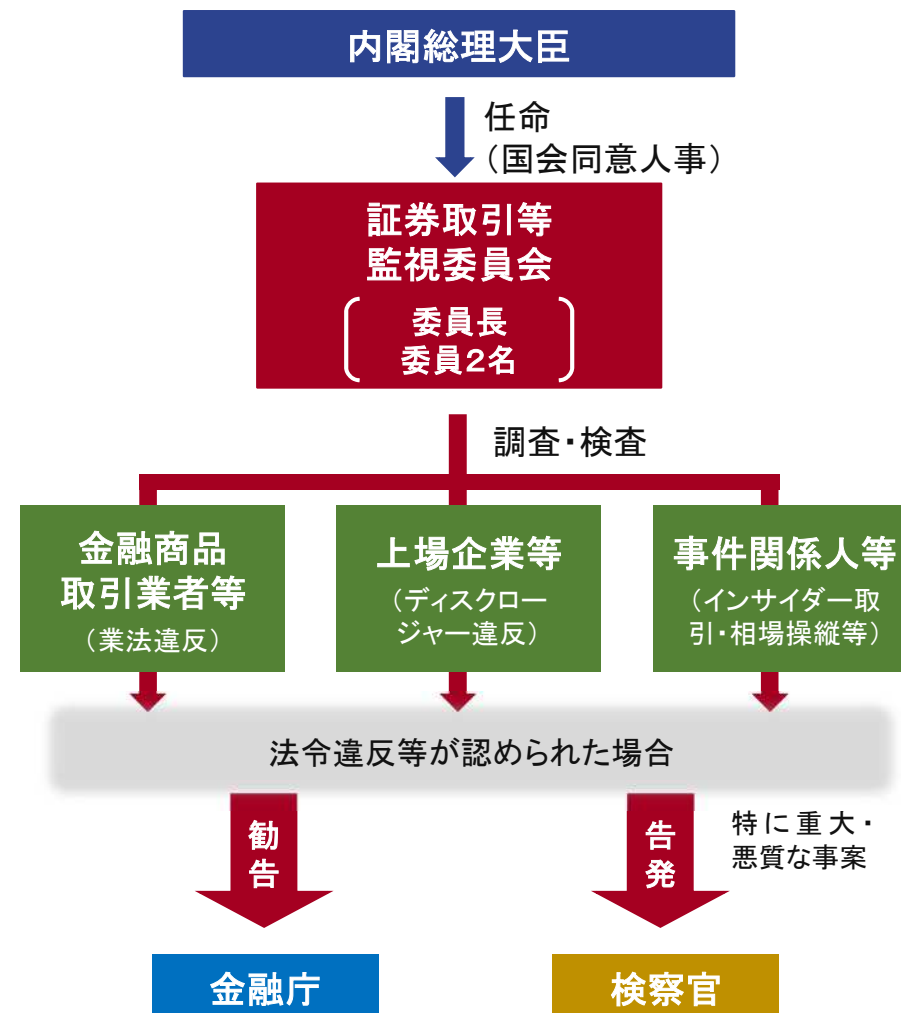
目 次

I	証券取引等監視委員会（証券監視委）について	・ ・ ・ ・	3 P
II	『令和3年度の活動状況』の主なポイント	・ ・ ・ ・	10 P
III	最近の開示検査の取組み	・ ・ ・ ・	25 P
IV	開示の適正確保のためのメッセージ	・ ・ ・ ・	33 P

I 証券取引等監視委員会について

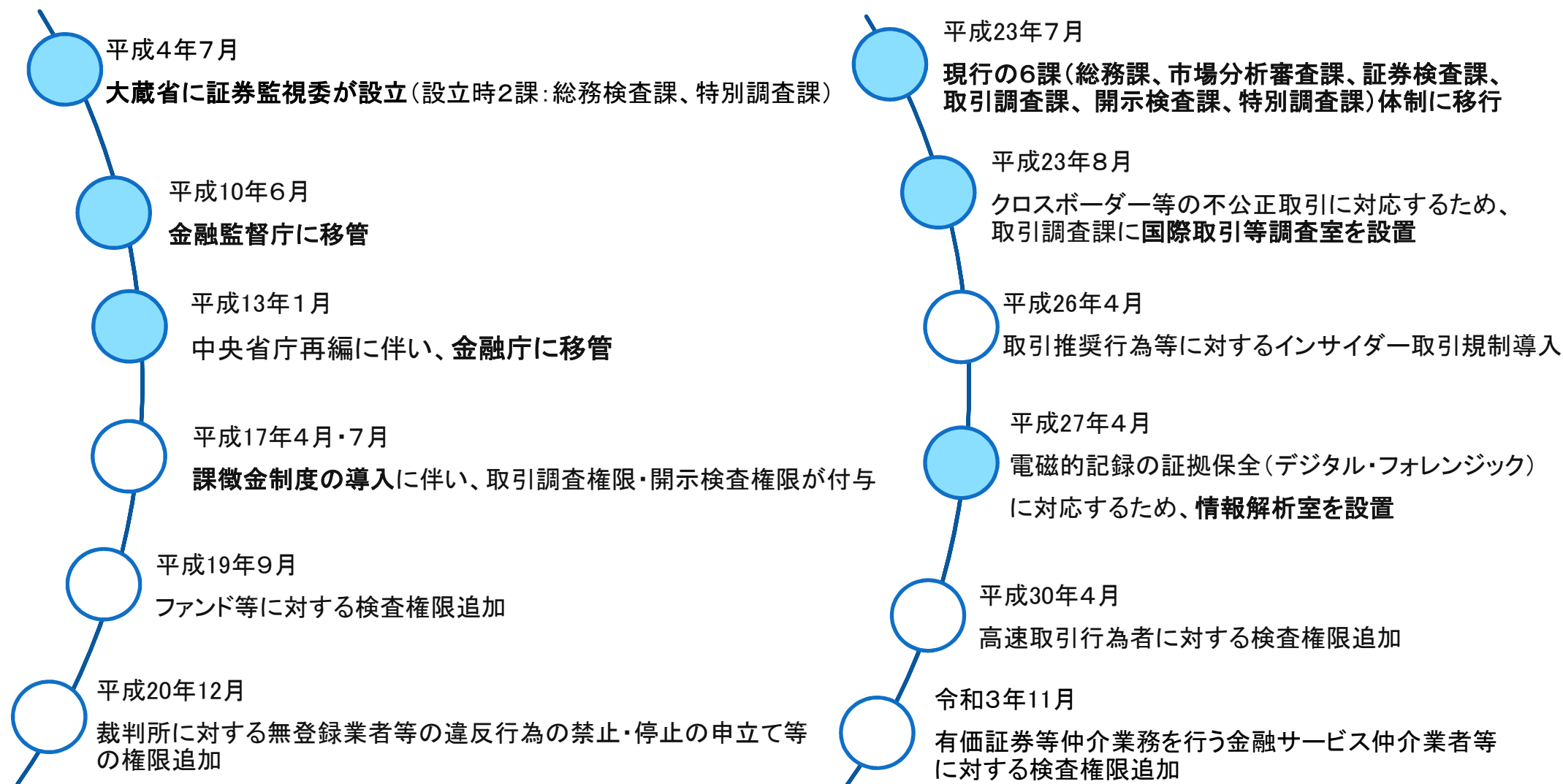
1 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



2 証券取引等監視委員会の軌跡

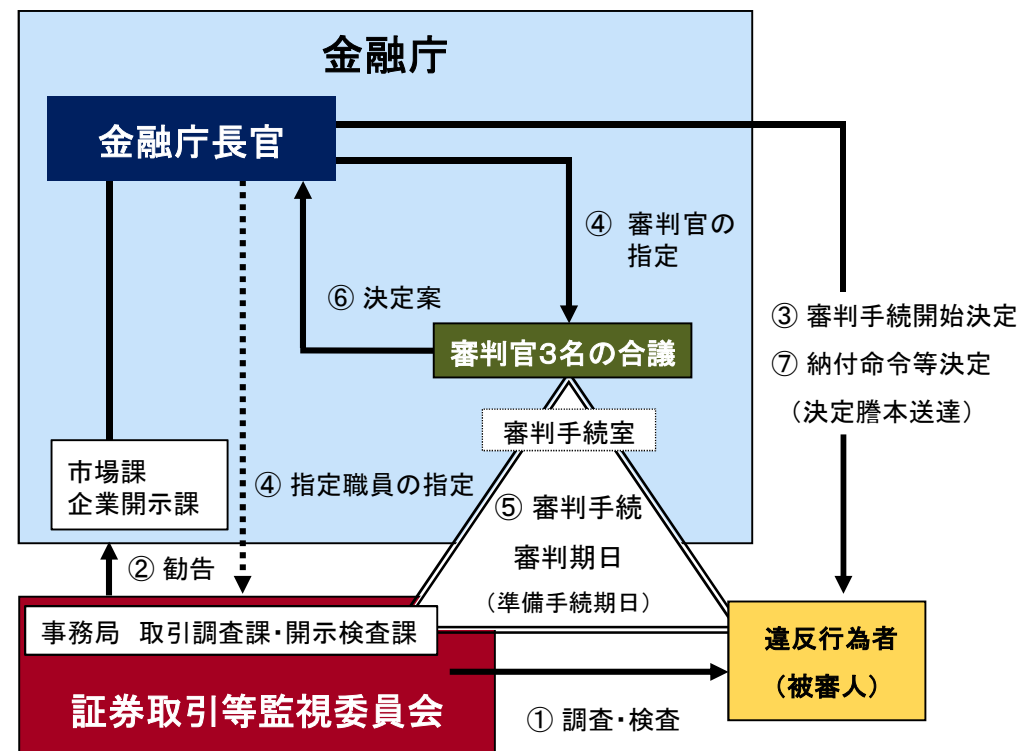
平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化



3 課徴金制度

- ◆ 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置
- ◆ 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等
- ◆ 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告※

＜課徴金制度概念図＞



※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

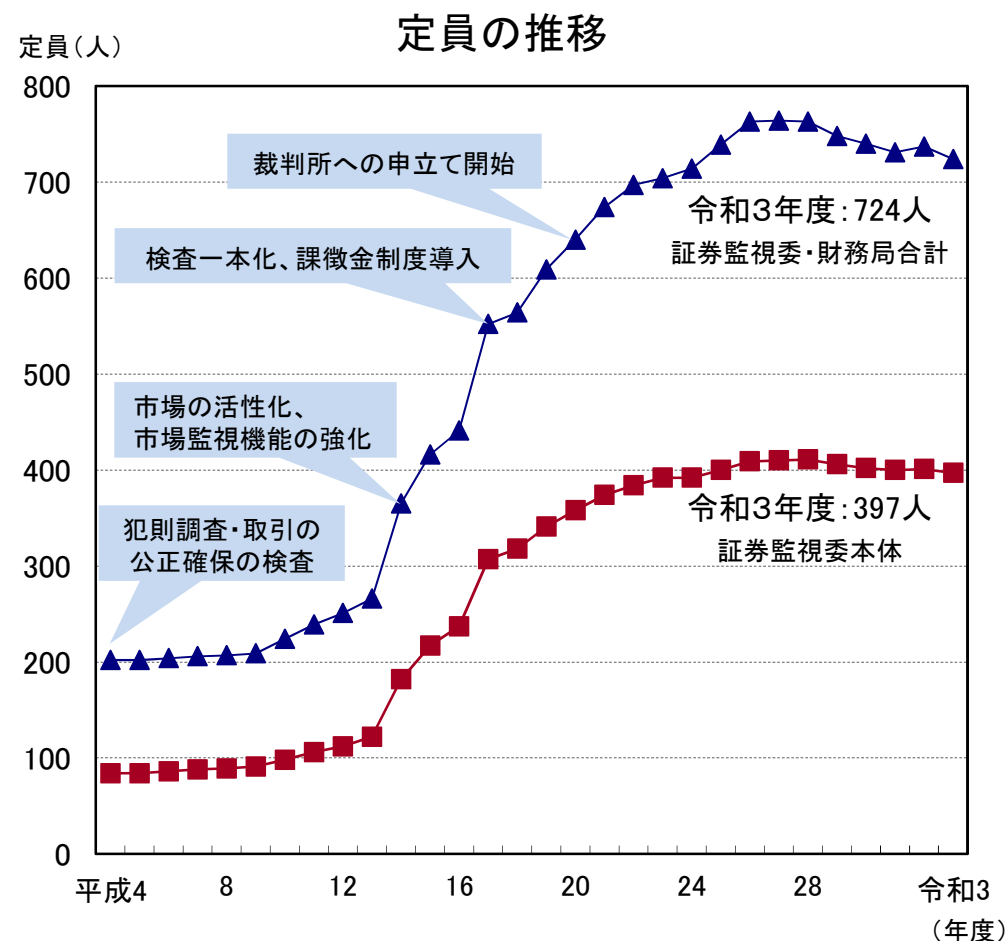
＜事例集の公表＞

証券監視委がこれまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例について、その概要をまとめた事例集を毎年公表しています。

※課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

4 証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は724名(令和3年度定員。うち、証券監視委は397名)



～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

- 的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
 2. 資本市場の健全な発展への貢献
 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準
の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

- ・新たな商品・取引等への対応
- ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・全体像の把握(部分から全体へ)
- ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・問題の早期発見・着手
- ・早期の対応による未然防止
- ・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・問題の根本原因の究明
- ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

6 証券取引等監視委員会の活動実績

勧告・告発等件数

区分 \ 年度	平成4～28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
勧 告	990	38	54	49	29	20	1,180
証券検査結果等に基づく勧告(※1)	549	10	11	14	5	2	591
課徴金納付命令勧告	437	28	43	35	24	17	584
開示書類の虚偽記載等	99	2	10	6	10	5	132
相場操縦	68	5	7	5	6	6	97
インサイダー取引	268	21	23	24	8	6	350
偽計	2	0	3	0	0	0	5
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	1	5
犯則事件の告発	188	4	8	3	2	8	213
開示書類の虚偽記載等	41	0	3	1	0	0	45
風説の流布・偽計	28	0	0	0	0	2	30
相場操縦	29	2	0	0	1	1	33
インサイダー取引	79	2	5	1	1	5	93
その他	11	0	0	1	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	82	4	0	2	0	0	88
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	18	2	2	3	1	1	27
建 議	24	0	2	0	0	0	26

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース

Ⅱ 『令和３年度の活動状況』 の主なポイント

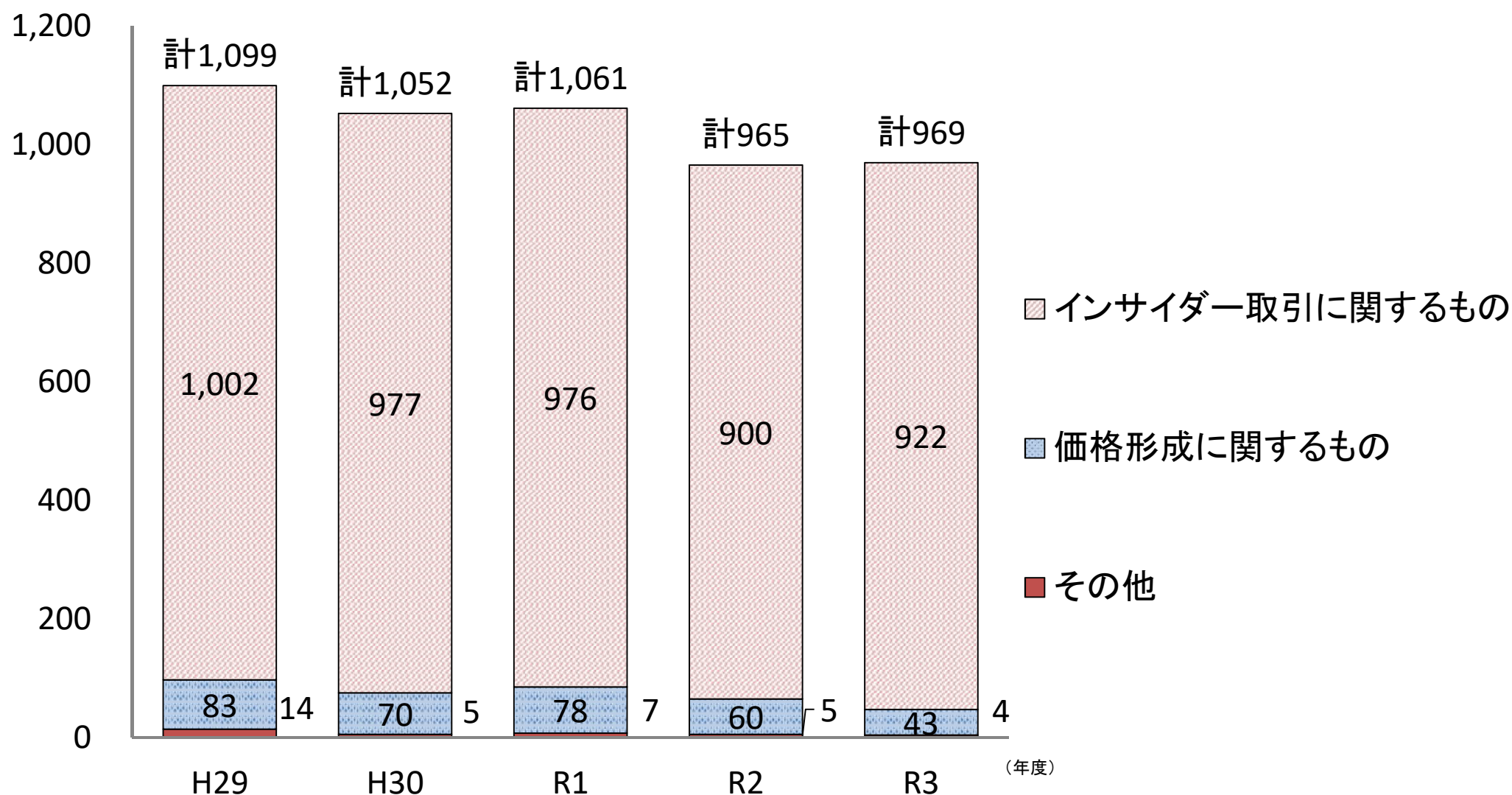
1 犯則調査に基づく刑事告発

○令和3年度には計8件の告発。内部者取引事件5件、相場操縦事件1件、偽計事件2件。

事 件 名	告発年月日	告 発 先
A株式会社株券に係る内部者取引事件	R3.6.30	福岡地方検察庁検察官
株式会社Bに係る偽計事件	R3.7.12	東京地方検察庁検察官
C株式会社株券に係る内部者取引事件	R4.2.14	大阪地方検察庁検察官
D株式会社株券に係る内部者取引事件(1)	R4.2.24	東京地方検察庁検察官
D株式会社株券に係る内部者取引事件(2)	R4.2.24	東京地方検察庁検察官
D株式会社株券に係る内部者取引事件(3)	R4.2.24	東京地方検察庁検察官
D株式会社株式に係る偽計事件	R4.3.16	東京地方検察庁検察官
E株式会社による相場操縦事件	R4.3.23	東京地方検察庁検察官

2 不公正取引に関する取引審査の実施件数

取引審査の実施件数



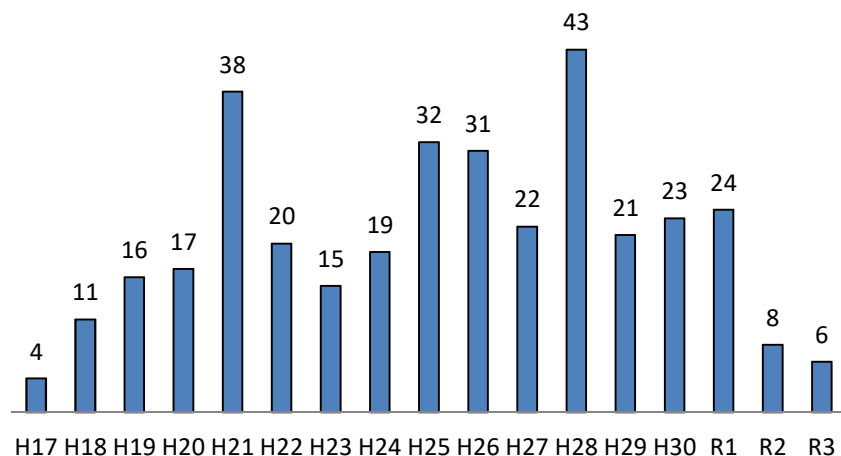
3 不公正取引に関する課徴金勧告

(1) インサイダー取引6件(うち、クロスボーダー事案1件)

- ① 社員が不用意に重要事実(業務上の提携)を親族に話したことによる事案
- ② 会社役員が知人との歓談の際に重要事実(業務上の提携等)を話題にしたことによる事案
- ③ 取引先との間の情報交換の過程で重要事実(第三者割当増資)を教えたことに起因する事案
- ④ 土木建築会社グループの事業再編に伴う重要事実(公開買付け、株式移転等)を知った役員による借名口座を利用した事案
- ⑤ 会社役員が重要事実の業務上の提携先の会社の株式を買い付けた事案

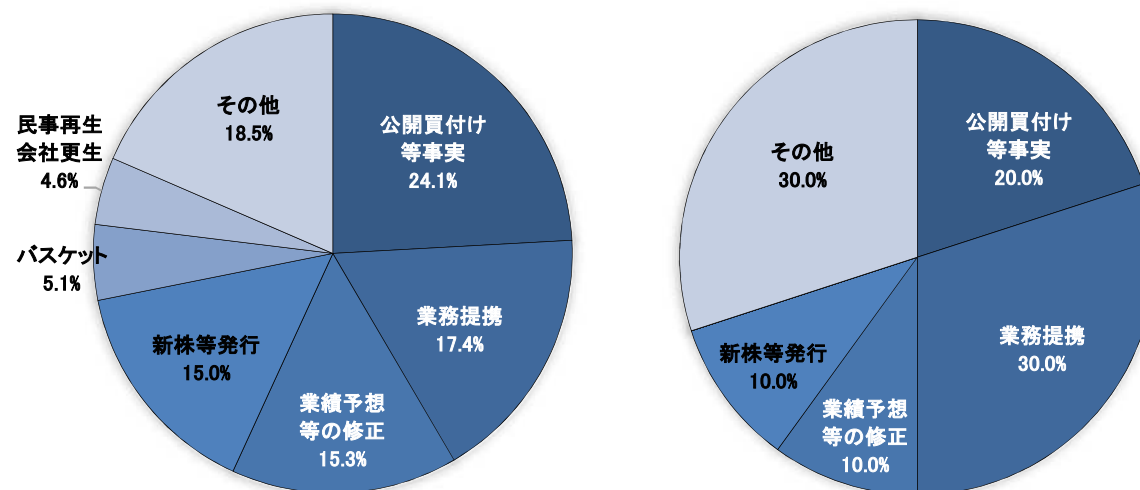
(注) 困っている知人への「善意」の情報伝達・インサイダーの取引推奨は「善意」が仇になることに要注意

インサイダー取引に関する
課徴金納付命令勧告件数の推移



(注)クロスボーダー事案を含む (年度)

重要事実等別の構成割合



H17.4(課徴金制度導入時)からR4.3までの累計

令和3年度

3 不公正取引に関する課徴金勧告

インサイダー取引を行った違反行為者の属性

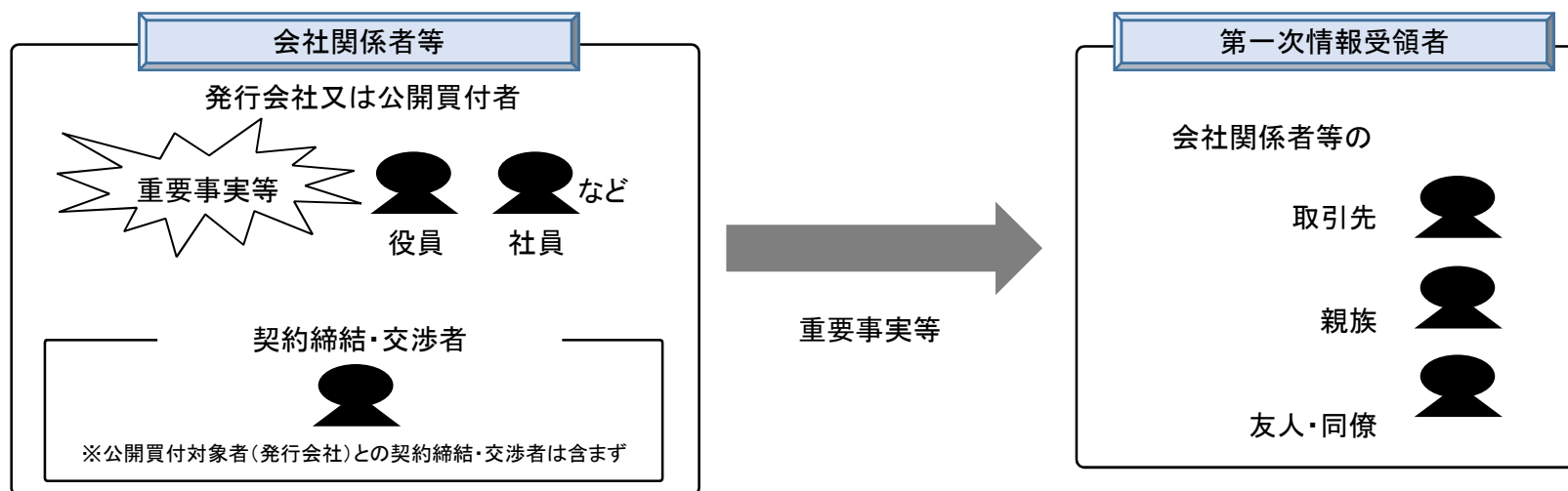
累計※	会社関係者等			第一次情報受領者			
	役員 5.4%	社員 20.8%	契約締結者等 16.3%	取引先 16.0%	親族 6.3%	友人・同僚 24.1%	知人等 10.2%

※H17. 4（課徴金制度導入時）からR4. 3までの累計

発行会社
0.9%

令和3年度	会社関係者等		第一次情報受領者		
	役員 16.7%	契約締結者等 33.3%	取引先 16.7%	親族 16.7%	知人等 16.7%

（参考）違反行為者の属性（簡略図）



3 不公正取引に関する課徴金勧告

(2) 相場操縦6件(うち、クロスボーダー事案1件)

- ① 相場操縦の手口が複雑化・巧妙化の傾向。
- ② 令和3年度は、過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による再度の相場操縦行為についての課徴金納付命令勧告(加算規定の適用により、課徴金額が1.5倍となる。)が2件あった。
- ③ 主な相場操縦事案

事案	勧告日 課徴金額	概要・特徴
個人投資家が、複数の上場企業の株式について、売り見せ玉と買い見せ玉を繰り返すなどにより相場操縦を行った。	R3.6.18 698万円	・見せ玉によって最良気配の板状況を人為的に変動させることでレンジ相場を作出しつつ、最良買い気配での買付けと最良売り気配での売付けを短時間で頻繁に繰り返す巧妙な手法。
海外法人が、日本株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行うことにより、約定させる意思のない注文を市場に発注し、その反対側の板で自己に有利な価格で証券CFD取引を約定させるなどの相場操縦を行った。	R3.11.5 276万円	・店頭デリバティブ取引による相場操縦事案として、初の課徴金勧告事例。 ・4か国の海外当局と連携。 ・当該法人は英領バージン諸島に設立され、当該取引がシンガポールの証券会社で受注され、同内容の注文が香港の証券会社を介して東証に発注されていた。

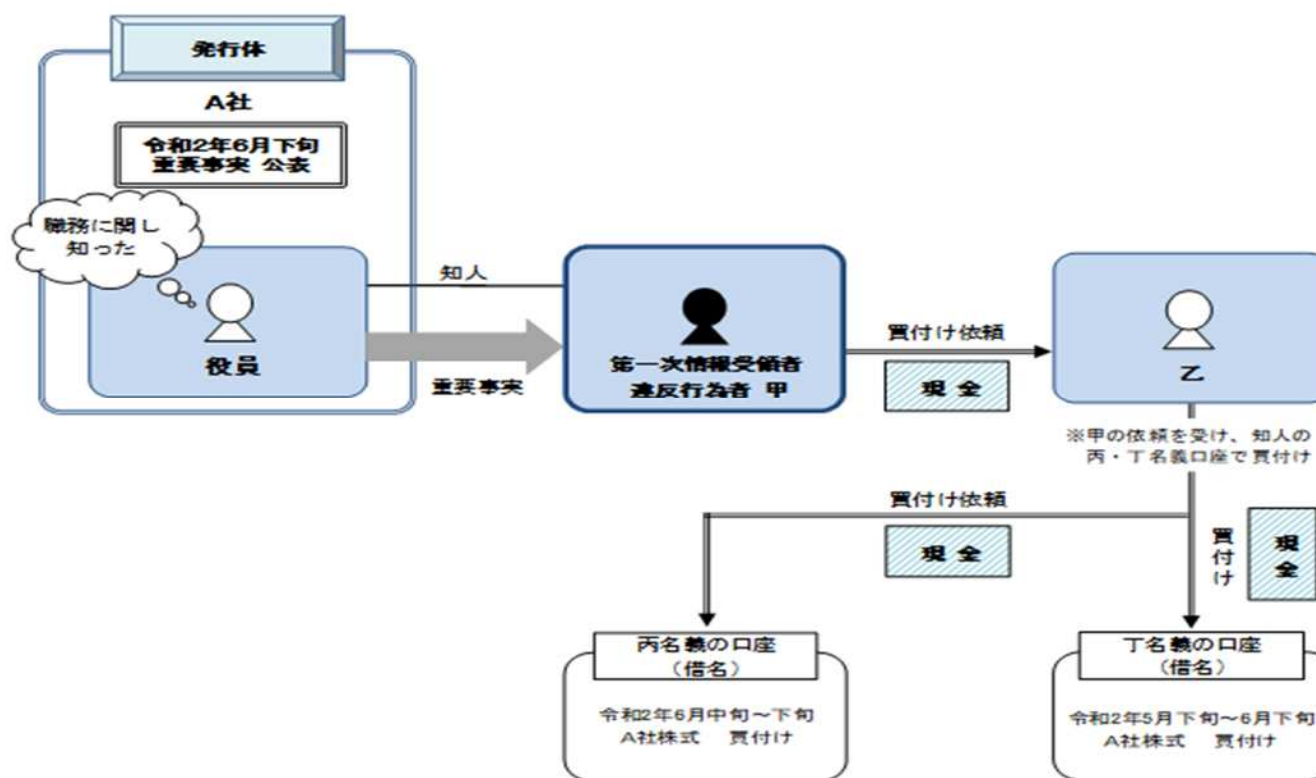
3 不公正取引に関する課徴金勧告

他人名義の取引でも見逃さない

これまでに、証券監視委では、借名口座を利用した不公正取引について、多数の課徴金納付命令勧告を行っています。令和3年度は、複数の関係者間における資金移動が現金で行われていた以下の事例を含め、借名口座を利用したインサイダー取引について、3件の課徴金納付命令勧告を行っています。

借名取引を行った違反行為者は、「他人名義の口座で取引すれば違反行為が発覚しないだろう」と安易に考えたかもしれません。しかしながら、証券監視委は、仮に借名口座を利用した不公正取引が行われた場合であっても、幅広い調査及び分析によって真の取引者を容易に把握することが可能であり、不自然な取引が見逃されることはありません。

取引調査においては、重要事実等の公表前にタイミング良く売買している者の保有する証券口座・銀行口座等の調査に加え、必要に応じて、口座名義人の親族・知人・勤務先等の関係者に対しても幅広い調査を実施しています。これらの関係者との間における不自然な資金移動などが認められた場合、借名取引が行われた可能性も視野に入れ、取引の実態解明に努めています。



4 開示規制違反

- ① 令和3年度は、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、機動的かつ多面的な開示検査を実施した。
- ② こうした活動を通じて、令和3年度は、前年度からの継続事案も含め、24件の開示検査を行い、12件について検査を終了した。これらのうち5件については、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。そのうちの1件については、訂正報告書の提出命令勧告も併せて実施した。また、検査を行った各事案については、課徴金納付命令勧告を行わなかったものも含め、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。
- ③ さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。
- ④ 証券監視委では、開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしている。
また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしている。

5 金融商品取引業者等に対する証券モニタリング

① 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施

- 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ

② リスクアセスメントに応じた検査を実施

- 46件着手、2件の行政処分勧告

③ 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施

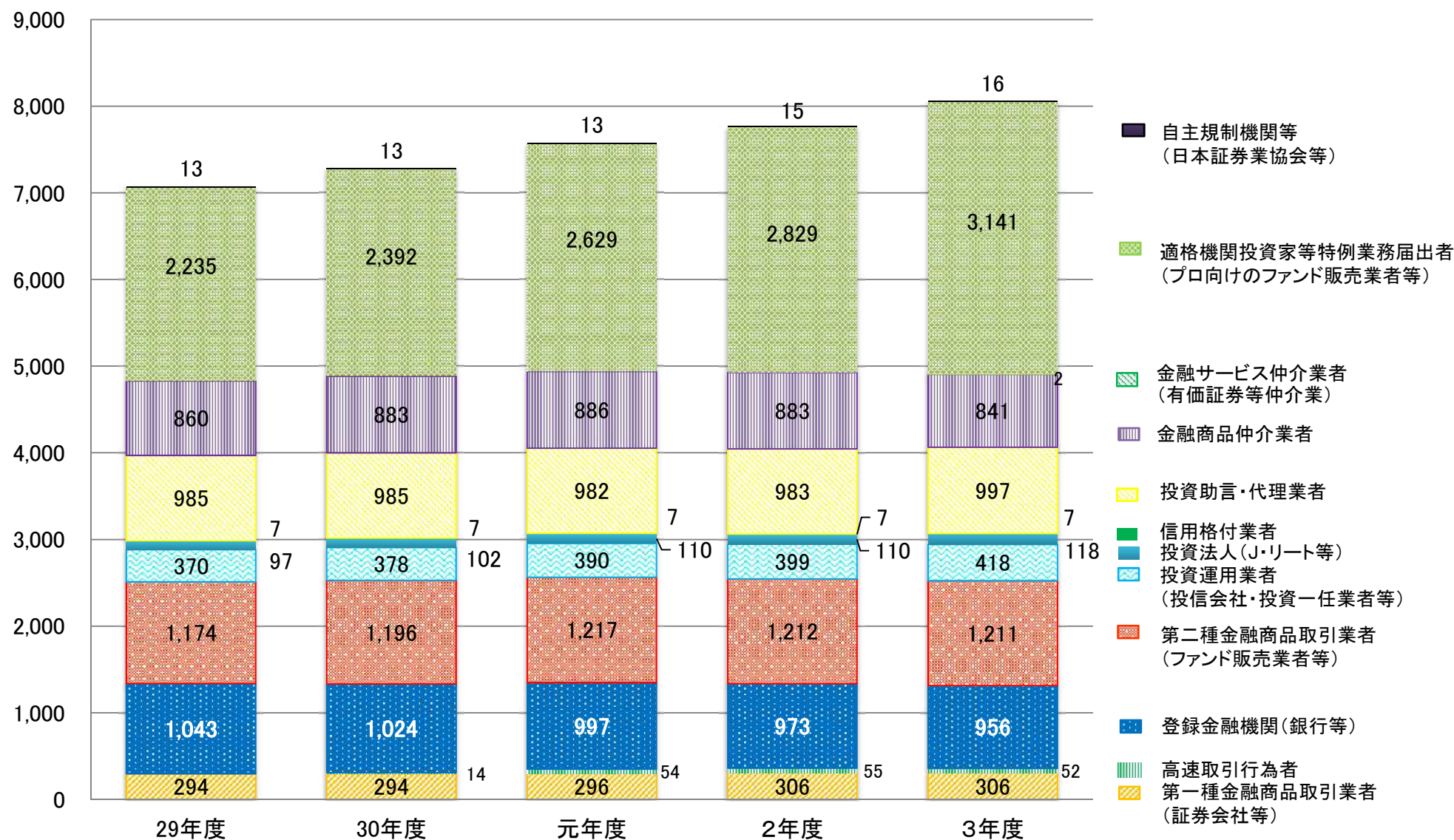
- 「留意すべき事項(問題は顕在化していないものの改善が必要な事項)」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

④ 主な勧告事案(証券検査)

業態	勧告日	概要
投資運用業	R4.1.21	【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況】 - 当社は、投資一任契約の締結前後を通じて商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていないほか、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある事象の発生を把握した場合においても、自ら投資判断を行っていなかった。 【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況】 - 当社は、公募投資信託の設定前調査等に不備があり、運用対象投信の運用方針を把握しないまま長期にわたり運用を継続していたほか、把握後も、適時に運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行っていなかった。 - また、受益者等への情報提供に関し、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。
投資助言・代理業	R4.3.25	【無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況】 - 当社は、第一種金融商品取引業の登録(金融商品取引法第31条第4項に基づく変更登録)を受けることなく、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行っていた。 【無登録業者に対する名義貸し】 - 当社は、投資判断者として届け出ている無登録業者2名について、実際には、雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていないにもかかわらず、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。

5 金融商品取引業者等に対する証券モニタリング

⑤ 証券モニタリング対象業者数の推移(各年度末時点)



6 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

① 裁判所への禁止・停止命令の申立て

- 投資者被害拡大防止のため、裁判所へ無登録業者による金融商品取引法違反行為の禁止・停止命令発出を求める申立てを実施

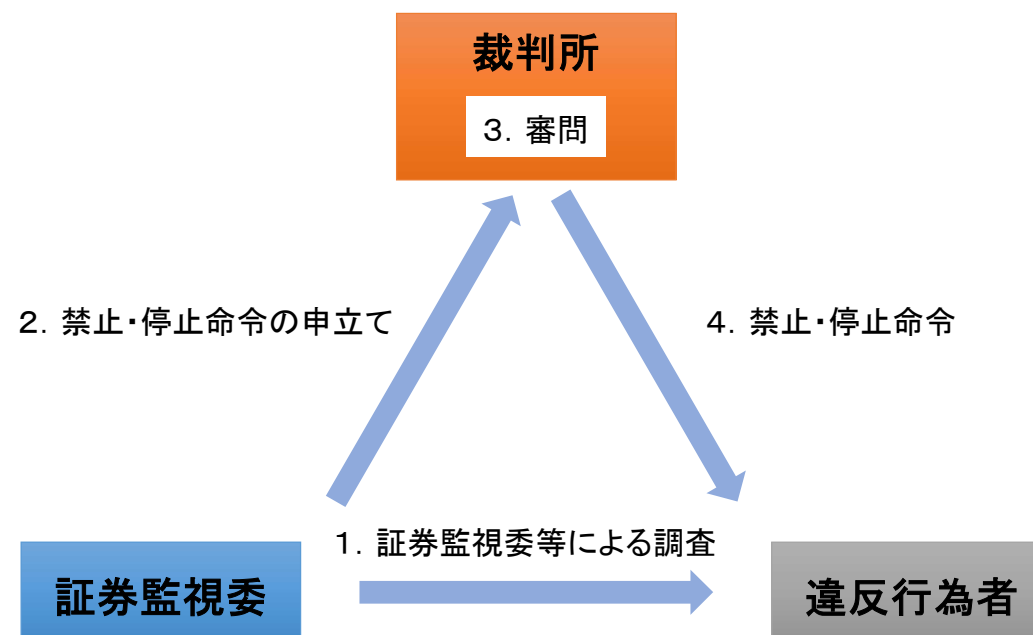
② 関係機関との連携強化

- 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

裁判所への禁止命令等の申立て事案

被申立人	申立日	概要
SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. (スカイプレミアムインターナショナル社) 他1名	R3.9.17 (東京地裁)	被申立人は、国内の一般投資家に対し、投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品に係る取得勧誘を行うなど当該契約の締結の媒介を行い、約2万2,000名の一般投資家から約1,200億円を集めるなど、金融商品取引法違反行為(無登録で投資一任契約の締結の媒介を業として行うこと)を行っていた。

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



無登録で投資商品の勧誘等を行う者にご用心！

《投資家へのメッセージ》

1. 無登録で投資商品の勧誘等を行う者(無登録金商業者)とは

国の登録を受けずに、以下のような行為を行うことは**違法**(金融商品取引法違反)です。

- 出資すれば、事業による収益によって毎月配当金が支払われるなどと勧誘し、出資契約の締結や斡旋を行うこと
- 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等として、報酬を受け取って投資助言を行うこと
- 海外業者が日本居住顧客とFX取引を行うことや、FX取引を媒介すること
- 海外業者が日本居住顧客から委託を受けて資産運用を行うこと(※海外拠点での実施不可)、多数の日本居住顧客から出資を受けた組合型ファンドを運用すること 等

⇒ これらを業として行うには、金融商品取引法に基づく国の登録が必要です。

投資家の皆様におかれましては、投資する前に、勧誘業者等について、登録の有無等を金融庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。

2. 無登録金商業者による投資家被害について

詐欺的事案による投資家被害や、無登録金商業者との**トラブルが多発**しています。

※ 無登録金商業者には、金融商品取引法上の監督権限が及ばず、行政処分等が行えません。

- 婚活アプリで知り合った交際相手から勧められた海外業者とFX取引をしたが、利益が出たのに出金に応じてもらえず、そのうち業者とも交際 相手とも連絡が取れなくなった。
- 大学の友人から、必ず儲かる取引のノウハウ等が記録されていると称したUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したが、多額の損失が発生した。
- 信頼できる人から、10年以上続いている投資で、過去実績から収益性が高く安心で、いつでも返金を受けられ、自分も投資していると勧められた。途中までは希望すると返金を受けることができていたが、返金を受けられなくなった。元本を取り返せていない。
- 成功体験を語ったブログやSNSの投稿を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション取引を開始したが、利益が出ているはずなのに、出金を求めても応じてもらえない。

実際は(ほとんど)事業を実施していないのに、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的業者が多く、投資家被害が多数発生しています。

他の投資家の出資金を原資として、元本や配当を支払う自転車操業を繰り返しているのに、事業・運用を実施しているように**見せかけて**いることがあります。**一度や二度の利益配当と称するものがあっても仮装であり、注意が必要**です。

- ① 市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システムの機能を強化
- ② デジタルイゼーションの一層の推進に向けた戦略的かつ横断的な検討
 - ・ 情報解析室、IT戦略室を設置
 - ・ 市場関係者等との情報連携の推進
- ③ デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- ④ 職員の専門性の向上や高い専門的知識を有する人材の登用

- ① 自主規制機関(金融商品取引業協会・金融商品取引所・自主規制法人)との連携
 - ・ 売買審査などで日常的に連携
 - ・ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- ② 検察・警察等の関係当局との関係強化
- ③ 事案の意義や問題点等を情報発信
 - ・ 個別の勧告事案等の公表
 - ・ 「証券取引等監視委員会の活動状況(年次報告書)」、「課徴金事例集(不公正取引・開示検査)」及び「証券モニタリング概要・事例集」の発行
 - ・ 積極的に寄稿や講演を実施(証券監視委HPで閲覧・印刷可能)

9 グローバルな市場監視への貢献

- ① 世界233機関が加盟する証券監督者国際機構 (IOSCO) において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- ② 海外当局との連携 (IOSCO MMoUに基づく情報交換等) により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- ③ 海外当局職員への研修実施、海外当局主催オンライン研修への参加等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議

年次総会

IOSCOの最高意思決定機関である代表委員会を含む各種会合が開催される年次会合

アジア太平洋地域委員会

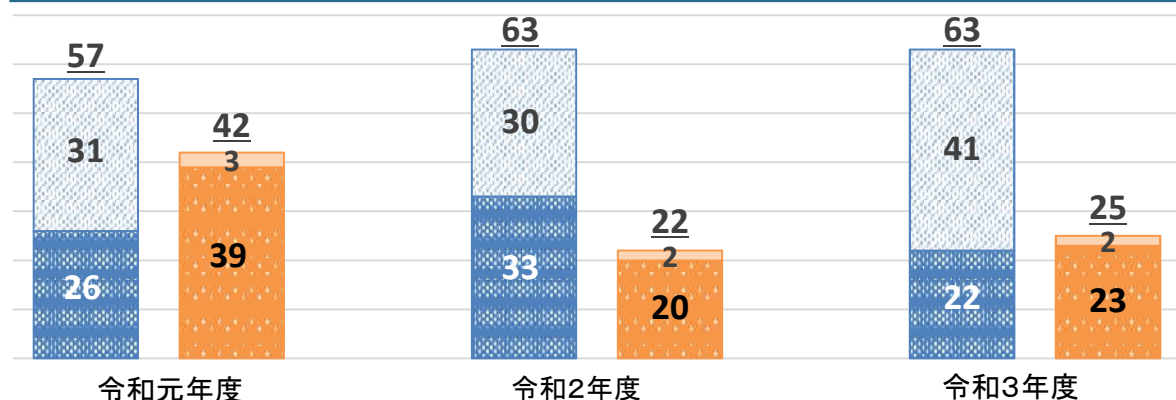
アジア太平洋地域の各国当局間において地域共通の問題を議論

第4委員会

各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等について議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

MMoUに基づく情報交換件数の推移



※件数は、金融庁及び証券監視委の合計

■ 海外当局への情報提供依頼

■ 海外当局からの情報提供依頼

■ 海外当局からの自発的情報提供

■ 海外当局への自発的情報提供

Ⅲ 最近の開示検査の取組み

1 開示規制の概要

A 企業内容に関する開示

- ① 発行開示制度 有価証券届出書 等
有価証券の募集・売出しを行う発行者による事業・財務内容、証券情報等の開示
- ② 継続開示制度 有価証券報告書 等
上場有価証券等の発行者による事業年度ごとの事業・財務内容等の開示

B 企業支配に関する開示

- ① 株券等の大量保有の状況に関する開示 大量保有報告書 等
上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者による保有状況・目的等の開示
- ② 公開買付けに関する開示 公開買付届出書 等
上場株券の公開買付者による公開買付の目的、価格、期間、買付予定株数等の開示

C 内閣総理大臣宛ての開示書類を電子的な提出・閲覧システムEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)で提出・開示

D 企業内容に関する開示書類の虚偽記載のリスク

- ① 刑事罰
- ② 課徴金納付命令
- ③ 損害賠償責任
- ④ 特設注意市場銘柄指定、上場廃止、上場契約違約金
- ⑤ 調査委員会・第三者委員会の設置負担
- ⑥ レピュテーションリスク

2 開示検査の取組みのポイント

- A 内外環境を踏まえた積極的な情報収集・分析**
- B 自主訂正事案への適切な対応**
- C 迅速・効率的、機能的・多面的な検査の実施**
- D 深度ある分析と自己規律強化、再発防止・未然防止に向けた取組み**

2 開示検査の取組みのポイント

A 内外環境を踏まえた積極的な情報収集・分析

- ① 国内外の経済環境等の変化に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析。
- ② 市場インパクト(大規模会社で問題が発覚した場合の市場への影響)・不正発生リスク(不祥事の発生、業績悪化等)に着目した継続的な情報収集・分析。
- ③ 各業界の商流・商慣行等、ビジネスの動向、実態に即した深度ある情報の調査・分析。
- ④ フォワード・ルッキングな視点に基づく情報収集・分析。
- ⑤ 公認会計士・監査審査会との連携。

B 自主訂正事案への適切な対応

- ① 有価証券報告書等の開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社についても、必要に応じ、訂正金額の正当性・正確性を検証し、その会社の内部統制の機能状況等を把握するため、開示検査を実施。訂正の金額、重要性等に応じて、
 - ア.課徴金納付命令勧告
 - イ.勧告に至らないで検査終了
- ② いずれの場合でも適正な情報開示を行うための体制が整備されているか否かを確認し、その不備につき、会社自身による体制整備を期待。
- ③ 減額報告書の提出に基づく課徴金の軽減措置。
- ④ 訂正報告書の虚偽記載に対する課徴金。

C 迅速・効率的、機能的・多面的な検査の実施

- ① 的確な情報分析に基づいて早期に着手して、有価証券報告書等の各種財務データ等の分析、取引先等の関連先の確認等を行い、迅速かつ効率的なヒアリング等の検査を遂げて、所要の課徴金の勧告を行う。
- ② 開示規制違反の再発防止・未然防止を図るための多様な対応による機動的・多面的な検査を実施し、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による適正な開示を行うための体制整備等を期待。
- ③ 有価証券報告書等の非財務情報についても積極的な検査の実施。
- ④ 開示不正に加担する特定関与行為に関する積極的な検査の実施。

D 深度ある分析と自己規律強化、再発防止・未然防止に向けた取組み

- ① 開示規制違反の背景・根本原因を究明し、それらについて検査対象会社の経営陣と議論を実施。
- ② 経営陣幹部全員が問題意識を持って、開示規制違反の再発防止に向けた適正な情報開示を行うための体制整備に努めることを期待。
- ③ 過去を清算して未来志向型で、形式ではなく実質を重視したガバナンスの強化、一人ひとりのコンプライアンス意識の内面化に基づく自己規律、開示不正の再犯防止を期待。
- ④ 証券監視委の情報発信、「他山の石」とする他社における開示不正の未然防止にも期待。

3 開示規制違反の背景・原因 (不正の未然防止、早期発見・是正の着眼点)

- ① 無理のある業績目標の達成指示（＝事業不振による「悪い」数字を隠す）
- ② 過大な業績目標、ノルマの達成指示
- ③ 特定部門・セグメントの成績を良く見せようとする部門幹部の自己保身
- ④ 財務部門への権限集中とその幹部の「良い」数字志向
- ⑤ 財務部門の体制の脆弱性、「物言えない」低い地位、会計基準に対する理解不足
- ⑥ 収益力低下の兆候の軽視に伴う固定資産・のれんの減損処理不足
- ⑦ 子会社に対するグリップ不足、成績を良く見せようとする子会社幹部の専横
- ⑧ 子会社化する会社の収益構造、会計処理の理解不足
- ⑨ 新規ビジネスへの参入における経験不足
- ⑩ 新しいビジネスモデルの企業における会計処理基準の理解不足
- ⑪ 「ハコ企業」（事業低迷・変遷、経営交替等）の株価対策、上場廃止回避
- ⑫ 役職員による資産流出等の不正（財産的被害者の会社には、市場に対する開示不正の責任）
- ⑬ 業績作りのための架空循環取引、それへの巻き添え的関与
- ⑭ 海外子会社に対するグリップ不足、海外子会社の幹部の専横、特定人物への権限集中
- ⑮ 海外取引に関する会計基準の理解不足
- ⑯ 関連当事者取引に係る注記の不記載における認識・理解不足

IV 開示の適正確保のためのメッセージ

1 開示規制違反の未然防止、問題の早期発見と是正のポイント

A 「リスクと失敗のない組織はない」、「失敗に学ぶ」、「他山の石」

B 適正な情報開示を行う体制の在り方

① 経営陣幹部全員が問題意識を持ち、各自の役割を果たすことが重要。

② コーポレート・ガバナンスの形式ではなく実質的な機能強化。

国内外の子会社・関係会社を含めたグループガバナンスも重要。

③ 経営陣はもとより会社全体の一人ひとりのコンプライアンス意識の向上。

「不正は割に合わない」。前記の開示不正のリスクに留意。

④ 会社のリスクと弱点の把握。盲点にも注意したグリップ。

前記「開示規制違反の背景・原因」に留意。これらに限らず、環境変化に注意。

例えば、過大ノルマに伴う数字作り、財務部門の脆弱性、傍流事業部門・子会社（特に海外子会社）のグリップ不足、新規参入ビジネスの会計基準への理解不足などこれまでに頻繁に確認された不正要因に特に留意されたい。

⑤ 問題の早期発見と是正が特に重要。

問題を先送りにしない。未来志向型で問題解決に取り組む。

1 開示規制違反の未然防止、問題の早期発見と是正のポイント

C 経営陣幹部全員が問題意識を持ち、各自の役割を果たすことが重要

- ① 取締役は、適正な開示の体制整備の中核を担う。自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているか等についての点検に努める。
- ② 監査役・監査等委員・監査委員は、独立した立場から、取締役の業務執行、計算書類等の監査を行うなど(会社法)、有価証券報告書等の開示書類の作成・提出(金融商品取引法)にも密接な職務を担うので、適正な開示に努めるという重責を果たす。監査役等に必要な職業的懐疑心、不正を看過してはいけないという意識に基づき、計算・開示書類の疑問点に関する説明を求めていくことも監査・開示の品質向上には重要。
- ③ 素朴なグッド・クエッションに基づく協働が重要。
「社外」の牽制機能の実質化に必要。それに限らず、財務には疎い取締役が事業の観点から、事業経験の乏しい監査役等でも財務等の観点から、それぞれ指摘する問題点につき率直に意見を交わすことも開示の不正防止・品質向上に有益。
- ④ 業務執行部門との信頼関係、「風通しの良さ」が重要。
「雲の下」が対処に困っている問題点が「雲の上」に上がって適切に相談・対処。

1 開示規制違反の未然防止、問題の早期発見と是正のポイント

D 会計監査人、監査法人との効果的な連携、良好なコミュニケーション

- ① その適切な選任が重要。
- ② 「馴れ合い」は、不正の温床になりかねない。
- ③ その会計基準に関する専門的知見の発揮が必要不可欠。それを尊重する。
- ④ 監査法人の職業的懐疑心に基づく指摘に誠実に向き合う。

不正を看過しないため疑問点に関する説明、追加資料を求めたのに被監査会社から十分な対応が得られなかった上、監査期間の制約もあった旨の開示違反事例での説明。

「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の原則1の前段「監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している」、その指針1－3「監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである」。

- ⑤ 監査上のリスク等についての監査役等と監査法人との意見交換も重要。

原則4の後段「法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである」、指針4－4「監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである」。

2 開示の適性確保の着実な歩み

A 「日本企業の隠蔽体質」との評価(？)の克服

- ① 「恥ずかしい数字は出せない」という自己保身に基づく開示不正
- ② 「恥ずかしいことはしない」という自己規律への転換

ガバナンスの進化、コンプライアンスの向上、適正な開示姿勢と体制の強化

B 日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」

- [原則 1] 実を伴った実態把握
- [原則 2] 使命感に裏付けられた職責の全う
- [原則 3] 双方向のコミュニケーション
- [原則 4] 不正の芽の察知と機敏な対処
- [原則 5] グループ全体を貫く経営管理
- [原則 6] サプライチェーンを展望した責任感

C 日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」

- ① 不祥事の根本的な原因の解明
- ② 第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保
- ③ 実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行
- ④ 迅速かつ的確な情報開示

3 おわりに

A 「リスクと失敗のない組織はない」、「失敗に学ぶ」、「他山の石」

B 「不正は割に合わない」

「背に腹は代えられない」で窮地をしのいでも、不正は必ず発覚する

C 問題解決を先送りにしない、次世代に対する責任を果たす

① 数字トリックによる問題先送りは、事態の深刻化をもたらす。

隠す数字が「雪だるま式」に膨らむことがある。

② 問題の発覚時の責任追及が深刻化する。

「9回裏ツーアウト、ランナー無しで三振したバッター」への厳しい措置。

D 「ありのままの数字」でこそ「危機は乗り越えられる」